



予防接種のご案内

2019年7月改訂
独立行政法人 国際協力機構
国際協力人材部

目次

1.	はじめに	1
2.	予防接種費用補助の対象者、対象期間、費用補助申請の切り	2
3.	国別勧奨予防接種について	
	(1) 検疫予防接種：「黄熱」	2
	(2) 任意の予防接種	3
4.	派遣形態および対象者別の留意点	6
	(1) 職員	6
	(2) 出張・短期派遣者	6
	(3) JICA 海外協力隊	7
	(4) 小児/乳幼児	7
	(5) 妊娠中、授乳中	8
	(6) 65歳以上の方の「肺炎球菌ワクチン」について	8
5.	海外で予防接種を受ける場合	10
6.	予防接種費用の申請	10
	(1) 対象者および対象期間	10
	(2) 費用補助対象予防接種	10
	(3) 補助額	11
	(4) 費用補助申請に必要な書類	12
	(5) 申請先、お問い合わせ先	12-13
表1	黄熱予防接種証明書（イエローカード）要求国及び予防接種推奨国（2019年4月現在）	3
表2	日本国内における標準的な予防接種方法と追加接種の目安	4-5
表3	「短期滞在者の予防接種の目安」	7
表4	日本の定期予防接種スケジュールおよび小児の任意接種	9
表5	予防接種費用補助対象ワクチン・補助額一覧	10

- 様式 1-① 予防接種費用申請書
 様式 1-② 予防接種 領収書添付
 様式 2 黄熱予防接種交通費【専門家・調査団専用】

- 添付 1 国別勧奨予防接種一覧
 添付 2 各ワクチンと病気の説明
 添付 3 麻しん（はしか）・風しんワクチン接種の勧奨

1. はじめに

国際協力機構（JICA）は、開発途上国に派遣される関係者に対して、感染症予防対策として派遣（出張）前の予防接種を勧奨し、規程に従い費用補助をしています。感染症からご自身の身を守り、さらに周囲への感染を防ぐため、予防接種は可能な限り接種し、赴任後は日常生活における感染予防対策を徹底するようお願いいたします。なお、初めて渡航ワクチンを接種する場合は、基礎免疫をつけるには、数回接種が必要なものもあります。任国では予防接種が困難な場合も多いため、予防接種にかかる留意事項を確認のうえ、本邦にて余裕をもって接種を開始するようお願いいたします。

機構が補助する渡航のための予防接種は、小児期の定期接種（国内で法律に基づき義務化された予防接種）を完了していることを前提としています。特に、今般、国内でも流行している麻疹（はしか）、風疹は感染力の強い疾患ですので、未接種の方は費用補助の対象ではありませんが、予防接種（2006年より2回接種）を強く推奨します。（添付3参照ください）

2、費用補助対象期間：

下記対象者が派遣前（接種費用補助開始以降）～派遣中に接種したものが対象です。
派遣期間終了後は対象ではありません。

予防接種費用補助対象者

派遣形態	費用補助開始の時期
在外職員、随伴家族	内示以降の接種
在外職員の呼寄せ家族	呼寄せ申請書の提出以降の接種
調査団（職員等外国出張含む）	出張命令書決裁日以降の接種 （止む得ない事情がある場合には健康管理課へ相談）
専門家、随伴家族	派遣内定日以降の接種（派遣管理第一課より本紙が送付された以降の接種）
専門家の呼寄せ家族	扶養親族異動届の提出日以降の接種
海外協力隊	合格通知受領以降の予防接種 （訓練所に入所予定の方（短期及び語学免除者は除く）は別途の案内をお待ちください）

予防接種費用補助の切りは、各接種日から90日以内（必着）に各申請担当者に到着した分 となります。90日過ぎた分は補助対象外です。申請は全部完了してなくても、都度行っていただけますので、お切期限にご留意ください。申請方法の詳細は、P10を確認してください。

3. 国別推奨予防接種について

(1) 検疫予防接種：「黄熱」

接種対象者：【必須】入国時に黄熱予防接種証明書（イエローカード）を要求する国へ渡航する方
 【推奨】黄熱感染の可能性のある国へ渡航する方

費用補助対象：接種の時点で、下記厚生労働省検疫所 FORTH のHPにて、「予防接種証明書要求国【必須】」又は「感染の可能性のある国【推奨】」と記載されている国へ渡航する方（P3、表1参照）

厚生労働省検疫所 FORTH
<https://www.forth.go.jp/useful/yellowfever.html>
 【黄熱予防接種取扱い機関（窓口）】
 【各国・地域の黄熱予防接種証明書要求及び推奨状況について】

接種方法：厚生労働省検疫所 FORTH のホームページに掲載のある各地の検疫所で予約し接種してください。

<留意点>

- ・入国の10日前までに接種する必要があります。
- ・黄熱は生ワクチンですので接種後28日間は他の予防接種ができません。
- ・9か月未満の乳児・妊娠や授乳中の方・鶏卵、鶏肉、ゼラチンにアレルギーを起こすおそれのある方は、予約の際にご相談ください。
- ・65歳以上の方は副反応発生リスクが高くなり、注意が必要です。

- ・持病のある方は主治医にあらかじめ相談することをお勧めします。

黄熱予防接種証明書（イエローカード）：証明書は生涯有効ですので紛失しないようご注意ください。過去に接種していれば改めての接種は不要です。お持ちの証明書が生涯有効のものとなり、更新の手続きも不要です。

証明書を紛失した場合は再発行が可能な場合がありますので、接種した検疫所にお問い合わせください。ただし、再発行手数料（有効期限更新のための再発行も含む）は自己負担です。渡航先の検疫制度によっては、有効期限の更新が必要な場合もあり得ますので、必要に応じ、各自で在外事務所等へ問い合わせを行い、更新が必要な場合は再発行手続き前に健康管理課へご相談をしてください。

表1. 黄熱予防接種証明書（イエローカード）要求国及び予防接種推奨国（2019年6月現在）

	黄熱予防接種証明書要求国 (黄熱予防接種：必須)	黄熱感染の可能性のある国（接種証明書の提示は要求されない） (黄熱予防接種：推奨)
アフリカ地域	アンゴラ、ウガンダ、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニアビサウ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、コートジボアール、シエラレオネ、チャド、トーゴ、ニジェール、ブルンジ、マリ、中央アフリカ、南スーダン	エチオピア、ガンビア、ギニア、ケニア、スーダン、セネガル、チャド、ナイジェリア、ブルキナファソ、ベナン、モーリタニア、リベリア、赤道ギニア、
中南米カリブ地域	フランス領ギアナ	アルゼンチン、エクアドル、ガイアナ、コロンビア、スリナム、トリニダード・トバコ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア
<p><留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象国は変更します、接種前に必ず厚労省検疫所のホームページで渡航先の状況を確認してください。 ・日本は「黄熱に感染する危険のある国」ではありません。 		

(2) 任意の予防接種：接種しなくとも入国可能ですが、JICA は感染予防の観点から推奨します

JICA が渡航ワクチンとして費用補助するワクチン
破傷風、A型肝炎、B型肝炎、狂犬病、ポリオ、日本脳炎、腸チフス、髄膜炎菌性髄膜炎、ダニ脳炎

注意：渡航先により費用補助対象が異なります

- ① 費用補助対象の予防接種：添付1「国別勧奨予防接種一覧」で対象の予防接種を確認してください。初めて渡航ワクチンを接種する方⇒P4「表2」の基礎免疫が費用補助対象です。過去に渡航ワクチンを接種したことがある方⇒「表2」の「基礎免疫完了後の追加接種」または「基礎免疫未完了の場合」に基づき費用補助となります。詳細はP10を参照してください。

- ◆ 追加接種については、受診先医療機関により推奨する接種回数が異なる場合がありますが、費用補助はP4表2に基づきます。
- ◆ 基礎免疫の完了が不明（記録がない）場合は、基礎免疫未完了とみなされ、初回からやり直しとなる場合がありますので、規定の接種回数は必ず接種してください。

留意事項

破傷風、日本脳炎、ポリオ	<ul style="list-style-type: none"> ・小児期に定期接種が完了している場合は、成人の接種は1回のみ費用補助対象です。 ・定期接種（基礎免疫）未完了者は表2に従い、費用を補助します。
--------------	--

	<p>【アフガニスタン・パキスタン・カメルーン】</p> <p>4週間以上の滞在者は、任国出国時に1年以内のポリオ予防接種証明書の提示を求められることがあります。アフガニスタン、パキスタンはWHO書式の予防接種証明書が必要です。カメルーンは書式の規定はありません。上記3か国への渡航者はこの条件に必要な予防接種料、証明書発行料は補助の対象です。</p>
A型肝炎、B型肝炎	<ul style="list-style-type: none"> ・国産A型肝炎ワクチンおよびB型肝炎ワクチンは赴任前に2回接種、輸入製A型肝炎ワクチンの場合は赴任前に1回接種し、抗体を長期間維持するためには6か月以降に3回目または2回目の接種をしてください。基礎免疫（国産A型肝炎およびB型肝炎は3回、輸入A型肝炎は2回接種）が完了した場合は、次回渡航の際に追加接種は不要となります。 ・基礎免疫が完了した方は、追加接種は補助の対象ではありません。 ・基礎免疫が未完了の場合は、表2に従い費用を補助します。 ・抗体検査費用は、補助の対象ではありません。
狂犬病	<ul style="list-style-type: none"> ・3回接種で基礎免疫が獲得できる予防接種のため、必ず接種スケジュールの通り3回接種してください。 ・基礎免疫完了後は、表2に従い、1回追加。費用補助は追加分です。 ・基礎免疫が未完了の場合は、基礎免疫をやり直しとなりますのでご注意ください。費用補助はやり直し分も対象となります。
腸チフス、髄膜炎菌性髄膜炎、ダニ脳炎	<p>小児期の定期接種ではありません。対象国に渡航の場合は費用補助の対象です。過去に接種していれば経過年数によって費用補助対象となります。</p>

表2 日本国内における標準的な予防接種方法と追加接種の目安

ワクチン種類	基礎免疫		基礎免疫完了後の追加接種・備考	基礎免疫未完了の場合
	回数	接種間隔など		
破傷風 (*1、2)	3回	0、3-8週、 12-18か月	成人（小児期の定期接種完了者）は、10年毎に1回接種。 (*2)	基礎免疫（3回）をやり直し
A型肝炎 （国産）	3回	0、2-4週、24週以降 （6-12か月）	A,B型肝炎は、基礎免疫が完了後の追加は不要。 日本製/輸入製どちらでも可。	1回目のみ（輸入A型肝炎除く）の接種の場合は、基礎免疫をやり直し。 2回接種した場合（輸入A型肝炎は1回）は、1回追加。ただし、2回目から5年以上経っている場合は、基礎免疫からやり直し。
A型肝炎 （輸入）	2回	0、6-18か月		
B型肝炎 （国産/輸入）	3回	0、4週、20-24週 （12か月までが望ましい）		
AB型肝炎 混合	3回	0、4週、24週		
狂犬病 （国産）	3回	0、4週、6-12か月 or 0、7日、21-28日 （3回目は28日以降でも可とする）	2年経ったら1回追加接種。 3年以上経ったら、基礎免疫をやり直し。	基礎免疫（3回）をやり直し。 （基礎免疫のスケジュール通りに完了できなかった場合はやり直しとなります）

狂犬病 (輸入)	3回	0、7日、21-28日 (3回目は28日以 降でも可とする)	1年後に1回追加したら、5 年まで追加不要。その後は2 年後に追加。 または、1年後に追加しな かった場合は、1年1か月～ 2年経ったら1回追加接種。 3年以上の場合も1回追加。	
日本脳炎 (*1、3)	3回	0、4-8週(1-4週)、 6-12か月	成人(小児期の定期接種完了 者)は、5年毎に1回	基礎免疫(3回)をやり直し。
ポリオ (*1、4)	3回	0、4-8週、6-12 か月	成人(小児期の定期接種完了 者)は、10年毎に1回追加	ポリオワクチンとして、計3 回となる様に追加接種をす る。
腸チフス	1回		3年経ったら、1回追加	
髄膜炎菌 性髄膜炎	1回	MCV4(メナクトラ、 Menveo)を推奨	5年経ったら、1回追加	
ダニ脳炎	3回	0、1-3か月、5-12 か月	3年経ったら、1回追加	規定通りに接種できなかつ た場合は、初回からやり直 し。

参考資料

- 厚生労働省検疫所 FORTH <http://www.forth.go.jp/index.html>
- WHO-International Travel and Health <http://www.who.int/ith/en/>
- CDC-Travelers' Health <https://wwwnc.cdc.gov/travel/>

*1：通常は小児に定期接種(基礎免疫)が済んでいる予防接種です。

*2：破傷風は1-2歳で3種混合(DPT:ジフテリア、百日咳、破傷風)、または4種混合(DPT+IPV:ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ)を4回、11歳でDT(ジフテリア・破傷風)を1回接種しています。DPT3回以上接種したものを基礎免疫完了とします。成人の追加接種において、「破傷風単体」のワクチン、またはジフテリア、百日咳の含まれた「Tdap」(海外製ワクチン)の接種も可です。ただし、Tdapの場合も補助は10,000円です。

*3：日本脳炎は、3歳以降にⅠ期3回(基礎免疫)、9-10歳でⅡ期1回を接種します。

*4：ポリオは2012年8月まで定期接種として、生ワクチンを2回接種で実施。以降は単独ワクチン(IPV:注射)または4種混合(DPT-IPV)で4回実施しています。

② 接種方法：医療機関の指定はありません。予防接種は自由診療のため、医療機関により取り扱うワクチンや費用が異なりますのでご注意ください。

接種対象ワクチンや接種回数は、添付1「国別勧奨予防接種一覧」および表2「日本国内における標準的なワクチン接種方法と追加接種の目安」を確認してください。

海外協力隊で派遣前に訓練所に入所する方(短期や語学免除者を除く)は、訓練所で集団接種を行います。

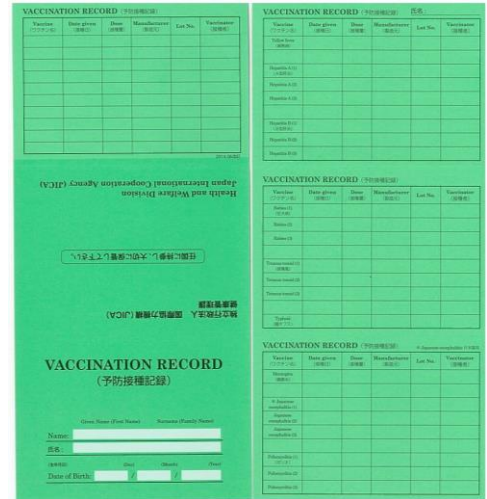
【医療機関の情報】 下記サイトで医療機関の検索が可能です

- FORTH 厚生労働省検疫所「予防接種機関」
<http://www.forth.go.jp/moreinfo/vaccination.html>
- 日本渡航医学会「トラベルクリニック情報」
<http://www.tramedjstn.jp/>

③ 予防接種記録

予防接種の際には、本紙と一緒にお渡しする緑色の「VACCINATION RECORD(予防接種記録)」(右)を医療機関に持参して、予防接種の記録をしてください。すでに記録をお持ちの方は追加記載をしてご使用ください。

健康管理課では、皆様(職員除く)の予防接種の履歴保管はしていません。派遣中に、病気になったり、動物に咬まれたり、怪我で受診した場合、過去の予防接種履歴を確認される場合があります。各自、予防接種の際には、「予防接種記録カード」等に、接種日、接種内容を記入し、必ず任国に持参してください。また、予防接種料補助申請書の提出の際に写しを添付いただく必要があります。



長期派遣の JICA 海外協力隊は、「Health and Medical Record」が接種記録になります。(下)



④ 留意点

過去に予防接種の成分(卵、ゼラチン、カナマイシン、エリスロマイシン等)でアナフィラキシーショックを起こしたことがある場合や、アレルギーを起こすおそれがある者は、接種できない場合がありますので、医療機関の医師にご相談ください。

⑤ その他

各ワクチンおよび疾患の説明は、添付2をお読みください。

4. 派遣形態および対象者別留意点

(1) 職員について

2013年以降、在外赴任者の予防接種記録をデータ管理を行い、2019年度より出張者分のデータ管理も始めています。追加接種はそのデータおよび個人で記録している接種履歴をもとに、追加接種の案内、費用補助をします。基礎免疫完了までは出張後も接種費用を補助します。接種記録は必ず保管し、健康管理に努めてください。

2019年4月より、指定医療機関にてキャッシュレスで予防接種が可能となりました。事前に「予防接種費用補助連絡書」を健康管理課にて作成します。詳細は、T:¥320_国際協力人材部¥1_公開¥05_健康管理課¥14.【職員】¥予防接種のご案内¥予防接種キャッシュレス を参照してください。

(2) 調査団・短期派遣の方の予防接種について

出張や短期間の滞在では、感染症の危険にさらされる期間が短く、日常生活で予防措置を徹底すれば、感染症にかかるリスクは長期滞在に比べて低いと考えられますが、以下の表3「短期滞在者の予防接種の目安」をご確認いただき、滞在期間や業務・活動内容等も考慮して渡航前に受ける予防接種を選択してください。短期の場合も添付1、国別勧奨予防接種一覧の対象は同じです。

短期派遣の方で追加接種時期（3回目）が帰国後になる場合、将来の海外赴任や旅行に備えて、所定の間隔で追加接種を受けて基礎免疫を終了しておく事をお勧めします。（ただし、帰国後の予防接種料はJICAの費用補助対象外となります。）

表3. 短期滞在者（数日～6か月間程度）の予防接種の目安

黄熱	黄熱予防接種証明書の提示の要求される国へ渡航する場合は短期でも必須。
破傷風	野外での活動、救援活動を行う場合は推奨。
A型肝炎	短期でも推奨。
B型肝炎	医療従事者（血液を取り扱う者）に推奨。
狂犬病	動物に接触する機会の多い業務、流行国で医療機関への受診が困難な僻地で業務する者に推奨。
日本脳炎	流行地域の農村部に滞在する者、5歳未満の小児に推奨。
ポリオ	ポリオ常在国（アフガニスタン、パキスタン、ナイジェリア）や流行国に渡航する場合に接種を検討。 ポリオ接種証明書を要求している国があるので、その場合は短期でも必要になる。
腸チフス	滞在国の流行状況による。
髄膜炎菌性髄膜炎	滞在国の流行状況による。

（3）JICA 海外協力隊について

訓練所に入所する場合は、訓練所にて予防接種を行います。黄熱の該当者は協力隊事務局からの案内に従い、訓練所入所前に黄熱の予防接種を済ませてください。また、赴任する各国からの留意事項がホームページ「JICA 海外協力隊赴任前留意事項【国別】」<https://www.jica.go.jp/volunteer/qualifier/consideration/>に掲載があるのでご確認ください。

訓練所に入所しない場合は、本紙に基づき予防接種を実施して下さい。

（4）小児/乳幼児

① 日本の定期予防接種を優先的に接種する。

- 日本の定期予防接種の対象疾患及びスケジュールについては、P9、表4「日本の定期接種スケジュールおよび小児の任意接種」を参照してください。
- 日本の定期予防接種のうち、特に、4種混合（DPT-IPV）、BCG、麻疹、Hibは、WHOが中心となって世界的規模で進めている「予防接種拡大計画（EPI：Expanded Program on Immunization）」で接種推奨されている予防接種ですので、赴任先が先進国・途上国いずれの場合も、最優先に接種してから渡航するようにしてください。
- 自治体の費用補助がある定期予防接種は費用補助の対象ではありません。自治体の公費負担対象時期に随伴家族として海外にいる場合のみ補助の対象です。

【子供の予防接種】

「日本小児科学会」—予防接種・感染症

http://www.jpeds.or.jp/modules/general/index.php?content_id=5

② 国別推奨予防接種を受ける。

- 定期予防接種をした上で、小児も成人と同様に、渡航ワクチンの接種を勧めます。ただし、定期接種が済んでいれば渡航のための追加接種は不要なものもあります（例：DPT、DPT-IPVが済んでいれば、破傷風は不要です）
- 黄熱予防接種を義務付けている国については、9か月以上の乳児は接種する必要があります。一部の国では6ヶ月以上の乳児にも接種を要求していることがありますので、必ず事前に赴任

国の情報をご確認ください。

③ 海外で予防接種をする場合の留意事項

予防接種の方針は国によって異なり、日本は諸外国と比較して、乳幼児期に義務化されている予防接種の種類や回数が少ない傾向にあります。お子様が現地で学校に入学する場合、その国の方針に従って不足分の接種が必要になる場合がありますので、赴任後は、現地医療機関の医師の指示に従って接種してください。（但し、JICAで費用補助となる予防接種は、本紙で費用補助対象としている予防接種のみです。）現地で病院受診が必要になった場合や、学校に入学させる際には、母子手帳に記載されている情報や、既往歴・アレルギーの有無、予防接種記録が必要となる場合がありますので、医療機関の医師の署名入りの英語訳を赴任時に携行することをお勧めします。

(5) 妊娠中、授乳中

妊娠中又は妊娠している可能性がある方は、一般に全妊娠期間を通じて生ワクチンの接種は原則禁忌です。妊婦が黄熱感染の可能性のある国へ渡航することは勧めません。また、授乳中の黄熱ワクチンも避けるべきとされています。接種の必要がある場合には医療機関の医師とよく相談をしてください。生ワクチン以外の予防接種も要注意とされています。どうしても渡航が延期できない場合や、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断される場合には接種することができますが、妊娠中の予防接種に関する安全性は確立されていません。

予防接種以外にも、妊娠や出産には様々なリスクが伴いますので、JICAでは妊婦の海外渡航は推奨していません。ご家族、ご夫婦でよくご検討いただきますようお願いいたします。

(6) 65歳の方の「肺炎球菌ワクチン」について

2019年4月1日より、65歳の方に自治体からの補助があります。該当年齢の時に海外にいて自治体からの補助を受けられない場合のみ、機構は接種費用の補助をします。

表 4. 日本の定期予防接種スケジュールおよび小児の任意接種

2019年4月現在

定期予防接種は、予防接種法に基づき自治体を実施します。自治体によって実施時期や案内方法（通知）が異なりますので、詳しくはお住まいの自治体にお問い合わせください。 JICA では自治体を実施する時期に随伴のために接種を受けられない場合に限り、接種費用を補助します。

	ワクチン名	接種回数	接種対象者（公費負担対象期間）	（標準的な接種年齢）	備考	
	B型肝炎ワクチン	3回	出生時～1歳未満	生後2か月～8か月(3回)	2016.10～定期接種	
定期接種 (小児)	Hib (インフルエンザ菌b型)	初回 3回	生後2か月～60か月未満 (4～8週間間隔)	生後2か月～7か月(3回)	Hib 2013.4～定期接種 任意のロタウィルスと一緒に同時接種可能	
		追加 1回	初回接種後から7か月～13か月未満			
	肺炎球菌 (PCV13)	初回 3回	生後2か月～60か月未満 (4週間間隔)	生後2か月～7か月(3回)	12～15か月	
		追加 1回	初回の3回目接種から60日以上あけて			
	4種混合 (DPT-IPV) 【ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ】	1期	初回 3回	生後3か月～90か月未満 (3～8週間間隔)	生後3か月～12か月	4種混合は2012.11～開始 ポリオは2012年8月まで生ワクチンを使用(2回接種) 海外では、4種+Hib+B型肝炎の5種または6種混合がある
			追加 1回	3回目接種から最低6ヶ月以上あける (標準12～18か月未満)	18か月～2歳	
		2期 (DT)	11歳～13歳未満			
	BCG 【生】	1回	出生時～1歳未満	生後5～8か月		
	MR (麻疹、風疹混合) 【生】	1期 1回	1歳以上24か月(2歳)未満	1歳	2006年～麻疹・風疹混合ワクチンの2回接種へ 海外では、流行性耳下腺炎の入ったMMRになる	
		2期 1回	5歳以上7歳未満の小学校就学前1年間	6歳(幼稚園・保育園の年長児)		
水痘 (みずぼうそう) 【生】	1回目	1歳以上36か月(3歳)未満	12～15か月	2014.10～定期接種		
	2回目	1回目の接種後、3か月以上	1回目から6～12か月			
【生】は 生ワクチンの略	日本脳炎	1期	初回2回 生後6ヶ月～7歳6か月未満 (1～4週間隔で2回)	3～4歳	1995年4月2日～2007年4月1日生まれの方で接種が完了していない場合は、特例措置がある場合がありますので、自治体にお問い合わせください。	
		追加 1回	1期接種後おおむね1年後	4～5歳		
	2期 1回	9歳以上13歳未満	9～10歳			
	HPV(ヒトパピローマウイルス2価、4価)	3回	12～16歳(小6～高1相当の女子)	13歳になる年度(中1)～14歳	接種間隔はワクチンにより異なる	
定期接種 (成人)	肺炎球菌 (23価多糖体)	1回	65歳		2014.10～定期接種導入、2018年度まで経過措置あり。	
任意接種 (小児)	ロタウィルス【生】	1価	生後6～24週までに2回(4週以上あける)	遅くとも生後14週6日までに接種開始		
		5価	生後6～32週までに3回(各、4週以上あける)			
	流行性耳下腺炎【生】 (おたふくかぜ)	2回	① 1歳～1歳4か月、 ② 3歳～7歳	1歳～6歳		

(参考) *国立感染症研究所 <http://www.nih.go.jp/niid/ja/rubella-preschedule.html> *NPO法人 VPD を知って子供を守ろうの会 <http://www.know-vpd.jp/children/>
*予防接種ガイドライン [監修] 予防接種ガイドライン等検討委員会 [発行] 財団法人 予防接種リサーチセンター *予防接種に関するQ&A [発行] 社団法人 細菌製剤協会

5. 海外で予防接種を受ける場合

国によってワクチンの流通事情が大きく異なりますが、海外では、信頼できる製造会社のもので、世界中で広く使われているものか、WHO 等の公的機関から品質が承認されているか、適切な温度管理下で保管されているか等によって安全性を判断することになります。WHO や各製薬会社のサイト等も併せてご参照ください。日本で初回接種を受け、追加を海外で受ける場合は、医療機関の医師と相談してください。

以下の点もふまえて、できる限り日本で接種を終えてから渡航する事をお勧めします。

- ① 開発途上国では、WHO の品質基準を満たしていない場合やワクチンの保管管理の問題により、信頼性の低いワクチンがあるため、信頼できる医療機関で接種する。
- ② 日本では、ワクチン接種による健康被害が生じ因果関係が証明された健康被害については、多くが予防接種健康被害救済制度の対象となるが、開発途上国では対応措置が殆どとられていない。
- ③ ワクチンの流通が安定しておらず、ワクチン接種を希望する時期にワクチンの在庫がなく接種ができない場合がある。
- ④ 子供の定期予防接種においては、ワクチンの種類や接種回数は国によって異なるため、その国の規則に従うことになる。

【WHO ワクチン品質に関する情報】

■WHO/UN United Nations prequalified vaccines

http://www.who.int/immunization_standards/vaccine_quality/PQ_vaccine_list_en/en/

6. 予防接種費用の申請について

(1) 対象者および対象期間

下記の費用補助開始時期～派遣中に接種したもの（帰国後は対象ではありません）

派遣形態	費用補助開始の時期	申請用紙
在外職員、随伴家族	内示以降の接種	様式 1-①、② 様式 2
在外職員の呼寄せ家族	呼寄せ申請書の提出以降の接種	
調査団（職員等外国出張含む）	出張命令書決裁日以降の接種 （止む得ない事情がある場合には健康管理課へ相談）	
専門家、随伴家族	派遣内定日以降の接種（派遣管理第一課より本紙が送付された日以降の接種）	
専門家の呼寄せ家族	扶養親族異動届の提出日以降の接種	
JICA 海外協力隊	合格通知受領以降の予防接種 （訓練所に入所予定の方(短期及び語学免除者は除く)は案内をお待ちください）	様式 1-①、② 黄熱は別途送付あり

(2) 費用補助対象予防接種

- ・黄熱：赴任/出張する国が必須または推奨となっているもの
- ・任意の予防接種：添付 1 「国別勧奨予防接種一覧」にて赴任/出張する国に○印が付いているもの
- ・小児の定期接種で海外渡航のために自治体の公費負担対象にならないもの

*公費対象期間中に接種していない場合は、赴任に際して補助の対象にはなりません。

(3) 補助額

表5 予防接種費用補助対象ワクチン・補助額一覧

	種類	補助額
JICA 地域別勸奨予防接種	<p>■黄熱</p>	<p>ワクチンを接種する時点において、「厚労省検疫所 FORTH」サイトに黄熱予防接種証明書要求国及び予防接種推奨国に派遣される場合が対象です。</p> <p>(1) 予防接種料（診察料等の雑費も併せ実費を補助）P12(注1)参照 (2) 黄熱予防接種証明書（イエローカード）作成料 (3) 交通費（以下に記載する条件を満たす場合）</p> <p>※証明書を紛失または有効期限更新のために再発行する場合の費用補助はありません。</p> <p>【専門家・調査団】 居住地最寄駅から接種可能な検疫所等の最寄駅までの最も経済的な経路及び方法による交通費を支給します。ただし、支度料が支給される方は、居住地最寄駅から接種可能な検疫所等最寄駅まで、最も経済的な鉄道路線で片道100km以上ある場合のみ請求できます。</p> <p>【JICA 海外協力隊】 別途通知があります 次の2つのいずれかに該当する場合に支給します。 (1) 接種時現在の居住地最寄駅から最も近い検疫所等の最寄駅まで最も経済的な鉄道路線で片道100km以上ある場合 (2) 居住地に最も近い検疫所等を訪問するために、航空機又は船舶又は車両の利用が必要となる場合、その片道運賃が3,500円を超える場合</p> <p>【在外赴任の職員及びその随伴家族】 交通費は支度料に含まれるため、請求できません。</p>
	<p>■破傷風 ■A型肝炎 ■B型肝炎 ■狂犬病 ■ポリオ ■日本脳炎 ■腸チフス ■髄膜炎菌性髄膜炎 ■ダニ脳炎</p>	<p>予防接種料 ① 診察料+②ワクチン代+③ワクチン接種手技料+④税金 （時間外診料含む）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■狂犬病、髄膜炎菌性髄膜炎 ①~④を併せて、25,000円（1種類/回）を上限とした実費</p> <p>■上記以外のワクチン ①~④を併せて、10,000円（1種類/回）を上限とした実費</p> </div> <p>*添付1「国別勸奨予防接種一覧」でご自身の派遣国に該当する予防接種が対象です。 *費用補助の回数は、表2（P4）のとおりです。 *抗体検査、交通費、予防接種記録転記料（文書料）、寒冷地の暖房費は、補助対象外です。</p>
日本の定期予防接種	<p>■DPT-IPV シフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ ■BCG ■MR 麻疹・風疹 ■日本脳炎 ■ヒトパピローマウイルス（HPV） ■H1B ■水痘（水ぼうそう） ■肺炎球菌</p>	<p>予防接種料 ① 診察料+②ワクチン代+③ワクチン接種手技料+④税金 （時間外診料含む）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①~④を併せて、10,000円（1種類/回）を上限とした実費</p> </div> <p>※自治体から費用補助が受けられる対象年齢の方が、派遣決定後および在外赴任中（出発日～帰国日、一時帰国含む）のために自治体の補助が受けられなかった場合のみ補助します。 *抗体検査、交通費、予防接種記録転記料（文書料）、寒冷地の暖房費は、補助対象外です。</p>

注意：

・混合ワクチン（2種類または3種類以上）を接種した場合： 補助対象となっているワクチン1種類につき10,000円を上限としてその実費を補助します。例えば、A型肝炎とB型肝炎混合の予防接種の場合は2種とも補助対象のため、20,000円を上限に実費を補助します。また、MMR（麻しん・流行性耳下腺炎・風しんの3種類）は、麻しん・風しんは自治体からの費用負担が受けられる小児の基本的予防接種（表4参照）となっているためこの2種類のみ補助対象とし20,000円を上限に実費を補助します。

（4）費用補助申請に必要な書類

費用補助申請は、各接種日から90日以内にJICA各申請先担当宛（P13）に必着した分が補助の対象となります。不備のあるものは受付できませんのでご注意ください。

1）申請に必要な書類および留意事項

- ① 予防接種料補助申請書（様式1-①） 見本を参照ください
- ② 領収書添付用紙（様式1-②）（注1）
- ③ 予防接種記録のコピー（注2）
- ④ 黄熱予防接種交通費（様式2） 【専門家・調査団専用】：該当者のみ

（注1）

- ◆ 領収書（オリジナル）を様式1-②に添付してください。
 - ・領収書の宛先名は、接種を受けた人の氏名とする。
 - ・予防接種の種類別の費用（税込）が分かるよう明細（オリジナル）を添付、または内訳が確認できるもの（例：病院のHPに記載されている料金表）を申請書に添付する。
 - ・予防接種毎に分けられない経費（診察料等）がある場合は、その内容毎に金額を明記する。
 - ・添付用紙には証書番号を記入し、1枚ずつ全体が見えるように添付する。（傘貼り不可）
 - ・外国語で記載されている領収書は、予防接種名がわかる和訳を記載する。（鉛筆不可）
 - ・黄熱予防接種の場合は、検疫所等の発行する受領書または領収書を添付する。「黄熱」と明記されていない場合（例：収入印紙代）は黄熱接種が確認できる書類（イエローカード写し）を添付する。

（注2）

- ◆ 予防接種記録のコピー
 - ・長期のJICA海外協力隊は「Health&Medical Record」の該当ページをコピーしてください
 - ・「予防接種記録（VACCINATION RECORD）」は長期のJICA海外協力隊を除く全派遣者に配布しています。受領していない方は各担当へお問い合わせください。前回赴任時の記録のある方はそれに追記してご使用ください。
 - ・医療機関から配布された記録用紙（冊子）のコピーでも結構です。
 - ・予防接種記録のコピー添付がない申請や同記録簿を紛失した場合には、申請ワクチンの基礎免疫完了しているものとみなし、追加接種分の補助とする場合もあります。

JICA海外協力隊の黄熱予防接種費用申請書、黄熱予防接種交通費申請書は、対象者に別途配布されます。

（5）費用補助申請先、お問い合わせ先

本邦で接種した分の費用補助申請書の申請先は下記担当宛、在外で接種した分については在外事務所へ提出してください。ただし、派遣国に在外事務所がない場合（本部直轄の専門家等含む）、及びやむを得ない事由により在外事務所で支払い手続きができなかったものは、本邦申請先へご提出ください。

対象者		費用補助申請関連 申請先・問い合わせ先	予防接種の内容等 の問い合わせ先
JICA 海外協力隊	合格後～訓練入所 まで	【問い合わせ先】 JICA 海外協力隊合格者窓口 03-5835-3385 【申請先】 〒111-0053 東京都台東区浅草橋5-25-10浅草橋1st ビル4階 (公社)青年海外協力協 JOCA 東京 JICA 海外協力隊合格者窓口 宛	健康管理課 海外班 03-5226-6402
	訓練入所後～派遣 まで・一時帰国中	【問い合わせ先】 海外業務第一・二課 派遣手続き担当 03-5226-8095 【申請先】 〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-4-1 竹橋合同ビル 7F 独立行政法人 国際協力機構 青年海外協力隊事務局海外業務第一・二課 派遣手続き担当 宛	
専門家 企画調査員等	東南アジア地域	派遣管理第一課専門家1班 03-5226-6384	健康管理課 職員班 03-5226-6419
	大洋州・中南米・ 東南アジアの一部、 東・中央・南アジア 先進国地域	派遣管理第一課専門家2班 03-5226-6388	
	中東・欧州地域 アフリカ地域	派遣管理第一課専門家3班 03-5226-6392	
JICA 職員等 調査団員	在外勤務(予定)者 随伴家族 ※本邦で接種した 場合	健康管理課 職員班 03-5226-6419	健康管理課 職員班 03-5226-6419
	国内勤務者 調査団員	派遣管理第二課 調査団1班 03-5226-6372 調査団2班 03-5226-6374 調査団3班 03-5226-6399	
<p><申請書送付先住所> 〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル 各申請先宛(上記参照)</p>			

7. 13歳未満の方の接種の年月日、種類など

氏名	申請者 との続柄	接種日の 年齢 (月齢)	接種年月日		予防接種の種類 種類料/診察料	国が定める 基本的 予防接種の 該当	接種 回数	証書 番号	税込支払額 (通貨名、単位 及び金額)	JICA 記入欄 支払限度額
			前	中						
			前	中		有・無				
			前	中		有・無				
			前	中		有・無				
			前	中		有・無				
			前	中		有・無				
			前	中		有・無				
			前	中		有・無				
			前	中		有・無				
			前	中		有・無				
			前	中		有・無				
			前	中		有・無				
			前	中		有・無				
			前	中		有・無				
			前	中		有・無				
			前	中		有・無				

【記入に際しての注意点】

- ※接種を受けた方お1人、1種類、1回ごとに税込金額を記載してください。
- ※接種年月日が派遣前か派遣中か前・中のどちらかに○を付けてください。
- ※補助対象となるのは表2「日本国内における標準的なワクチン接種方法と追加接種の目安」で定める「基礎免疫」、「基礎免疫完了後の追加接種」、「基礎免疫未完了の場合」にある必要な回数分です。
- ※小児を含む日本の定期予防接種(自治体の公費補助)については、P9 表4「日本の定期予防接種スケジュールおよび小児の任意接種」を参照ください。
- 対象者が自治体から費用補助が受けられる対象年齢に該当し、派遣決定後、在外赴任中(出発日～帰国日、一時帰国含む)であるために、自治体の補助が受けられなかった場合にのみJICAの費用補助対象とします。

不備がある場合には、補助対象になりませんので、P10 費用補助申請方法をよくお読みください。
 *申請は、各接種日から90日以内(必着)に担当者に到着した分です。90日過ぎた分は補助対象外です。
 *予防接種記録のコピーを忘れず添付してください。

備考欄

予防接種申請書 領収書添付用紙

本用紙が足りない場合は A4 の用紙(両面白紙のもの)にて代用可能です。(裏面には貼付しないでください。)

領収書のご提出にあたっては、下記の点にご協力ください。

- 1) 領収書発行の際には、医療機関に下記の点をご依頼ください。
宛先；接種を受けた人の氏名とする。
形式；原則、1名1種類1回につき1枚とする。
数種類分について1枚の領収書となる場合は、1名1種類1回毎の税込金額を発行する。
種類毎に分けられない経費（診察料等）がある場合は、その内容毎に金額を明記する。
- 2) 領収書は、オリジナルを添付してください。
1枚ずつ全体が見えるように、すべて「のり」で貼ってください。（重ね貼り不可）
添付用紙には、右上の証書番号（1番から連番）を記入してください。

ワクチンの個別の費用（税込）が分かるよう明細（オリジナル）を添付、または内訳が確認できるもの（例：病院のHPに記載されている料金表）を申請書に添付してください。
- 3) 外国語で記載されている領収書には、予防接種名がわかる和訳をペンで記載してください。（鉛筆不可）
- 4) 黄熱予防接種の場合は、郵便局の収入印紙ではなく、検疫所等が発行する受領書を添付してください。

上記、文章の上に領収書の添付が可能です。

独立行政法人国際協力機構

事務所長/国際協力人材部長 殿

※本邦で接種した分の申請先は、各派遣形態によって異なりますので、「予防接種のご案内」P.11(5)費用補助申請先、お問い合わせ先」をご確認ください。在外での接種は各国在外事務所です。

赴任国を記載してください。

派遣番号/職員番号/隊員番号 (99999)

任国名 ○○国

氏名 国際 太郎 印/サイン

(申請者は職員/専門家等本人の名前として下さい)

今般、予防接種を受け、接種料を立て替えましたので、補助を申請

記

サイン・印鑑を忘れないようにしてください。

1. 派遣種別 (いずれかに○をしてください)

専門家・支所長・在外職員・調査団員 (コンサルタント除く)・企画調査員 (企画、資金協力、経理、調達、ボランティア事業)・在外健康管理員・JICA 海外協力隊 (長期・短期)・家族 (名)・その他派遣形態 ()

添付した領収書の合計額を記入してください。

2. 合計金額 : (支出した通貨で記入してください) 99,895 円 (通貨単位/)

4. 振込先 : [記入必須] 本人名義の国内口座に限る。在外で接種した場合は在外口座を記入。

銀行名:

口座種別: 普通 ・ 当座

口座番号:

名義人名 (カナ)

5. 過去 JICA での渡航歴 (あり / なし) いづれかに○

6. 13 歳以上の方の接種の年月日、種類など

証書番号は領収書添付用紙の通し番号 (1~) を記入してください。

氏名	申請者との関係	接種年月日	予防接種の種類 (種類・種類・診察料)	接種回数	証書番号	税込支払額 (通貨名、単位及び金額)	JICA 記入欄 支払限度額
国際太郎	本人	前・田 2017/5/18	初診料		1	3,045	
		前・田 2017/5/18	A型肝炎	1	1	7,560	
		前・田 2017/5/18	破傷風	1	2	3,672	
		前・田 2017/5/18	狂犬病	1	3	12,960	
		前・田 2017/5/25	再診料		4	788	
		前・田 2017/5/25	B型肝炎	1	4	6,156	
		前・田 2017/5/25	狂犬病	2	5	12,960	
		前・田 2017/5/25	再診料		6	788	
		前・田 2017/5/25	狂犬病	3	6	12,960	
		前・田 2017/5/25	再診料		7	788	

各接種日から **90 日以内 (必着)** に JICA 申請先担当に到着した分が補助の対象です。
90 日を過ぎた申請は補助対象外です。

診察料 (初診料・再診料) も記載してください。
狂犬病、髄膜炎菌性髄膜炎 費用補助は
① 診察料 (初診料・再診料)
② ワクチン代
③ ワクチン接種手技料
④ 税金をあわせて **25,000 円** (1 種類/回 税込) を上限とした実費
狂犬病、髄膜炎菌性髄膜炎以外のワクチン **10,000 円** (1 種類/回 税込) を上限とした実費

消費税を含めた領収書の金額を記載してください。一度に複数の予防接種を受けた際に消費税が全額にかけられている場合はそれぞれの予防接種料に8%をかけた額を記載してください。領収書の合うように端数を調整してください。

13歳未満の方の接種の年月日、種類など

氏名	申請者との続柄	接種日の年齢(月齢)	接種年月日		予防接種の種類(ワクチン/材料/診察料)	国が定める基本的予防接種の該当	接種回数	証書番号	税金支払額(通貨名単位及び金額)	JICA 記入欄 支払限度額
			前・中	2017/6/15						
国際ジャイ子	子	6	前・中	2017/6/15	初診料	有・無		9	3,000	
〃	〃	6	前・中	2017/6/15	MR	有・無	2	9	10,800	
			前・中			有・無				
			前・中			有・無				
			前・中			有・無				
			前・中			有・無				
			前・中			有・無				
			前・中			有・無				
			前・中			有・無				
			前・中			有・無				

【記入に際しての注意点】

- ※接種を受けた方お1人、1種類、1回ごとに税込金額を記載してください。
- ※接種年月日が派遣前か派遣中か前・中のどちらかに○を付けてください。
- ※補助対象となるのは表2「日本国内における標準的なワクチン接種方法と追加接種の目安」で定める「基礎免疫」、「基礎免疫完了後の追加接種」、「基礎免疫未完了の場合」にある必要な回数分です。
- ※小児を含む日本の定期予防接種(自治体の公費補助)については、P9 表4「日本の定期予防接種スケジュールおよび小児の任意接種」を参照ください。
対象者が自治体から費用補助が受けられる対象年齢に該当し、派遣決定後、在外赴任中(出発日～帰国日、一時帰国含む)であるために、自治体の補助が受けられなかった場合にのみ JICA の費用補助対象とします。

不備がある場合には、補助対象になりませんので、P9 費用補助申請方法をよくお読みください。
 *申請は、各接種日から90日以内(必着)に担当者に到着した分です。90日を過ぎた分は補助対象外です。
 *予防接種記録のコピーを忘れず添付してください。

備考欄

様式 2**黄熱予防接種交通費申請書** **【専門家・調査団専用】**

独立行政法人国際協力機構
国際協力人材部長 殿

年 月 日

派遣番号/職員番号 _____

任国名 _____

氏名 _____ 印/サイン

今般、黄熱病の予防接種を受け、交通費を立て替えましたので、申請します。

●申請理由（該当箇所にチェックしてください。）

支度料の支給を受けていない。

支度料の支給を受けているが居住地最寄駅から接種した検疫所等最寄駅が片道 100km 以上ある。（ km）

●交通費

氏名	日付	居住地 最寄駅	検疫所等 最寄駅	利用区分	金額	接種した検疫所等	JICA 記入欄 支払限度額
(例) 国際 太郎	10月1日	四谷	東京	JR 中央線	165 円	財団法人 日本検疫衛生協会 東京診療所	
(例) 国際 太郎	10月1日	東京	四谷	JR 中央線	165 円	帰路分	

接種した検疫所/医療機関名（正式名称をご記入ください）

※航空機を利用した場合は、別紙に「領収証」と「搭乗券半券」を貼付して提出してください。

（コピーを取りますので重ならないように貼り付けてください。）

●ご自宅最寄りの検疫所等以外で接種した場合は、必ず下欄に具体的な理由を記載して下さい。

氏名	理由
	1. 自己都合（理由によってはご自宅最寄りの検疫所等までの交通費が限度となります。） 2. その他（派遣前研修受講のための上京時に接種した等）
	ご自宅の住所：

【2017..5改訂】

